

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 浜田 治雄 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒107-0062 日本国東京都港区南青山3丁目4番12号 知恵の館		発送日 (日.月.年) 25.07.2006	
出願人又は代理人 の書類記号 PF-3445		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2006/312542	国際出願日 (日.月.年) 22.06.2006	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. <i>A61M/32</i> (2006.01)			
出願人 (氏名又は名称) 谷 美智士			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</p> <p><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</p> <p><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</p> <p><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</p> <p><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備</p> <p><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見</p> <p>2. 今後の手続き</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p> <p>3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。</p>
--

見解書を作成した日 10.07.2006			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 北村 英隆	31 3421
		電話番号 03-3581-1101 内線 3346	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-4	有
	請求の範囲		無
進歩性 (I S)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-4	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲	1-4	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

- ・文献1 : JP 5-36068 B2 (袴田正悦) 1993.05.28, 第12欄第32行—第38行、第13欄第18—36行、第14欄第5—12行、第26欄第11—16行及び第2図
- ・文献2 : JP 2002-345979 A (ヤーマン株式会社) 2002.12.03, 段落【0015】及び図1、2
- ・文献3 : JP 2867168 B2 (ミュレンベック ゲオルグ ゲルハルト) 1999.03.08, 第3欄第25行—第4欄第13行

・請求の範囲1

文献1記載の発明の「パルス信号発振器4」、「電極7」は、それぞれ請求の範囲1に係る発明の「低周波信号発生手段」、「電極」に相当する。また、文献1記載の発明は、「経絡L」に応じて周波数を切替えるものであるから、請求の範囲1に係る発明の「経絡周波数選択手段」を備えている。さらに、低周波治療装置において、「増幅手段」を備える点は技術常識である。

「電極を固定するために環状に固定可能な帯部」を備える点は文献2に記載されている。

よって、文献1記載の発明において、「電極7」を固定する手段として文献2記載の発明を適用し、請求の範囲1に係る発明とすることは容易である。

・請求の範囲2

電極は「帯部(文献2記載の発明の「電極ベルト5」に相当)に設けた開口部を貫通する凸部(文献2記載の発明の「鉤凸部6」に相当)」からなる点は、文献2に記載されている。

よって、請求の範囲2に係る発明は、文献1、2記載の発明から当業者が容易に想到し得たものである。

第Ⅶ欄 国際出願の不備

この国際出願の形式又は内容について、次の不備を発見した。

請求の範囲 2 記載の「凸部の頂部に導電剤が塗布される」点の技術的意義が明りょうでない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

・請求の範囲 3、4

「PWM波生成回路」、「ローパスフィルタ回路」、「VCO回路」から構成され、三角波を生成する点は文献3に記載されている。

よって、請求の範囲 3、4に係る発明は、文献1－3記載の発明から当業者が容易に想到し得たものである。